

# 法令及び定款に基づく インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び  
当該体制の運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

株式会社スリーエフ

上記書類につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.three-f.co.jp/ir/library/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令・定款の遵守をコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルにより徹底させます。
- ・内部通報規程に基づき、社内・社外の窓口としてのコンプライアンス担当部門及び社外通報機関を活用することで、法令及び定款違反等による不祥事の早期発見、自浄プロセスの稼働及び風評リスク対策を進めています。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、警察及び顧問弁護士と連携し、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスク及びコンプライアンスに関する情報・文書については、文書管理規程等の社内規程に基づき記録・保存及び管理を行い、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスクの管理については、それぞれの対応部署にて規則・ガイドラインを定めるものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、代表取締役に報告し、代表取締役は速やかに「危機管理委員会」にて対応します。
- ・内部監査部門の内部監査により法令及び定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役及び常勤監査役へ通報します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。
- ・取締役会とは別に経営会議を毎月開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、業務執行に関する基本事項及び重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っています。
- ・取締役についてはその経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように任期を1年としています。
- ・取締役の業務執行については、取締役会規程に定められている事項とその付

議基準及び決裁権限基準に該当する事項はすべて取締役会に付議し、日常の職務執行については、組織規程及び職務権限分掌等に基づき権限の委譲が行われ、それぞれの責任者がその権限により業務を遂行しています。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
- ・連結対象子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理に関連する規定及びマニュアル等に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。
- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、関係会社管理規程に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行ってまいります。
- ・連結対象子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、当社のコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルによりグループ全体のコンプライアンス体制を構築します。

⑥財務報告の適正性を確保するための体制

- ・適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用しています。
- ・内部監査部門が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行っています。
- ・財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行っています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役職務を補助すべき監査役スタッフについては必要に応じて適宜選任するものとし、監査役スタッフは監査役会の指揮命令のもとで職務を遂行します。

⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役スタッフの選任、異動及び人事考課については監査役会の意見を聴取し、これを尊重します。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、会社に著し

い損害を及ぼす恐れのある事実があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき及びその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会に報告及び情報提供を行います。

- ⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全員に周知・徹底させます。
- ⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役職務の執行について生ずる費用は当社で負担します。
- ⑫その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・常勤監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
  - ・社外監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役と同様に稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
  - ・社外監査役は、企業活動に対する見識が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①取締役職務執行
  - ・取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当連結会計年度におきましては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回、経営会議を12回開催しております。
- ②監査役職務執行
  - ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。
- ③内部監査の実施
  - ・内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。
- ④財務報告に係る内部統制
  - ・財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。



## 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	492百万円
減損損失	25百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗及び賃貸物件を資産グループとしてグルーピングしており、連結会計年度の末日に店舗及び賃貸物件ごとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が認められる店舗及び賃貸物件については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の事業計画を基礎として、店舗及び賃貸物件ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んで作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの収束時期等の仮定については、今後の感染拡大、収束時期や収束後の市場、消費者動向には不確実性がありますが、当社グループは、このような状況は2023年2月期中に概ね正常化すると仮定して、将来キャッシュ・フローの算定を実施しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が新型コロナウイルスの感染状況や経営環境の悪化等により、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	
建物	171百万円
工具、器具及び備品	122百万円
機械及び装置	3百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,707,095	-	-	7,707,095

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	132,556	20	-	132,576

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 20株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月15日 取締役会	普通株式	37	5.00	2021年2月28日	2021年5月7日
2021年10月14日 取締役会	普通株式	37	5.00	2021年8月31日	2021年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	37	5.00	2022年2月28日	2022年5月12日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、余剰資金については安定性の高い短期の金融資産（預金）で運用し、また、資金調達については、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は物件所有者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、物件所有者ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は転貸借契約による保証金であり、契約期間終了後に返還するものであります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,841	3,841	-
(2) 未収入金	100	100	-
(3) 投資有価証券（その他有価証券）	39	39	-
(4) 敷金及び保証金	121	119	△1
資産計	4,101	4,099	△1
(1) 買掛金	60	60	-
(2) 未払金	203	203	-
負債計	263	263	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 未収入金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 敷金及び保証金  
敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

- (1) 買掛金、及び(2) 未払金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
敷金及び保証金（※1）	133
長期預り保証金（※2）	26

（※1）敷金及び保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産（4）敷金及び保証金」には含めておりません。

（※2）長期預り保証金は、返還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額…………… 493円10銭
- 1株当たり当期純損失…………… △11円15銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 減損損失に関する注記

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている店舗・物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物、工具、器具及び備品、 機械及び装置	東京都大田区他	25

### ※減損損失の種類別内訳

建	物	7百万円
工具、器具及び備品		2百万円
機 械 及 び 装 置		15百万円

なお、事業用資産の回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商 品……………売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、ファストフードは最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

②貯 蔵 品……………最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～39年

工具、器具及び備品 4～20年

#### 4. 重要な引当金の計上方法

①貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### 5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法 ……………税抜方式

### 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 会計上の見積りに関する注記

#### 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 503百万円

減損損失 25百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表 会計上の見積りに関する注記に記載のとおりであります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	
建物	171百万円
工具、器具及び備品	122百万円
機械及び装置	3百万円

### 2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	……………	97百万円
----------------	-------	-------

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引

営業収入	……………	293百万円
------	-------	--------

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	増加	減少	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式(株)	132,556	20	-	132,576

### (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

  単元未満株式の買取による増加      20株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	6百万円
貸倒引当金	11百万円
減損損失	87百万円
子会社株式評価損	330百万円
資産除去債務	3百万円
税務上の繰越欠損金	721百万円
その他	1百万円

繰延税金資産小計 1,161百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額  $\Delta$ 721百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\Delta$ 439百万円

評価性引当額小計  $\Delta$ 1,161百万円

繰延税金資産合計 -百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金  $\Delta$ 3百万円

繰延税金負債合計  $\Delta$ 3百万円

繰延税金資産の純額  $\Delta$ 3百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等 (名)	事業上 の関係				
子会社	㈱エル・ ティーエフ	横浜市 中区	50	コンピニ エンスス トラ事業	51%	兼任 1	従業員 の出向	出向料の 受取※1	772	未収入金	97
							業務受 託	業務受託 ※2	68		
							設備の 貸与	設備使用 料の受取 ※3	23		

(注) 1. 取引条件及び取引条件等の決定方法等は、以下のとおりであります。

(㈱エル・ティーエフ)

※1 出向料の受取については、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

※2 業務受託料については、当社の運営費用及び業務内容を勘案して決定しております。

※3 設備使用料については、減価償却費及び公租公課の発生見込み額を基準に決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

## 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 ..... 437円55銭
- 1株当たり当期純損失 ..... △6円45銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 減損損失に関する注記

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている店舗・物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物、工具、器具及び備品、 機械及び装置	東京都大田区他	25

### ※減損損失の種類別内訳

建	物	7百万円
工具、器具及び備品		2百万円
機 械 及 び 装 置		15百万円

なお、事業用資産の回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。